

第4節 巡回相談

1 巡回相談の趣旨

障害の状況や地理的理由により、身体障害者更生相談所に直接来所できない身体障害者のために、その市町村に出かけ、巡回を実施する必要がある。さらに、これを実施することで、障害者の生活実態の直接的な把握、関係機関との連携の強化、市町村の業務のバックアップ、市町村職員への専門技術的指導の実施を行うことにより、身体障害者更生相談所の機能・役割の周知徹底を図ることができるので、その意味でも重要な事業である。

巡回相談の業務内容は、基本的には所内業務と変わりはない。この巡回相談を実効性のある効率的なものにするためには、巡回相談の計画の策定にあたっては、年度当初から、市町村及び関係機関と十分協議の上、積極的な協力を求めることが必要であり、実施にあたっては、その十分な実効を上げるため、市町村及び関係機関との緊密な協力体制を確保することが必要である。

2 実施前の準備事項

巡回相談の実施前には、あらかじめ管轄地域内の身体障害者の分布状況、巡回相談を必要とする状況、地理的条件等を考慮し、身体障害者が集まりやすい時期、場所を選び、少なくとも年1回以上実施することが望ましい。

特に、義肢・装具の交付には、処方、仮合わせ、適合の3回のプロセスがあり、その都度専門的な判定が必要であるため、年1回では十分とはいはず、頻度を多くすることや、必要により、義肢装具士、理学療法士、作業療法士等の同行を求め、適合判定を行うなどの配慮が必要である。

身体障害者更生相談所の身体障害者福祉司は、事前に当該市町村担当職員と密接な連絡を保ち、相談者の状況、目的等を詳しく調査し、必要により、主治医の病状に関する診断書又は紹介状、レントゲン写真、使用していた補装具等を、巡回相談当日に準備、持参するよう指導しておくことが大切である。

巡回相談の会場は、交通の便等について配慮するとともに、障害者が多数参集することから待合室となるスペースや、障害者のプライバシーを保てる空間を確保できる診察室、障害者用診察ベットが用意され、さまざまな障害を有する人々が安全に移動できる広さや、会場の整備された環境、必要により車いす等の補装具、福祉用具が備え付けら

れているなど、できるだけより条件を備えた場所を選定することが望ましい。実際には、障害者が日常的に利用している身体障害者福祉センター、福祉会館、市町村庁舎等の使用が多いと思われる。また、聴覚障害者に対しては極力雑音のない部屋を用意したり、視覚障害者に対しては明るさを調整できる部屋を用意したりするなどの配慮も必要である。

なお、会場の準備及び身体障害者に対する通知は、身体障害者更生相談所と市町村が協議の上、原則として市町村が行う。診察用の医療器具、判定器具については、身体障害者更生相談所が搬入する。

また、必要に応じ、公共職業安定所職員、身体障害者相談員及び補装具製作業者等に出席を求めるこことや、広報、パンフレットの作成等により対象地区内の身体障害者に対し巡回相談の日時の周知徹底を図り、必要により、家族、施設職員、地域担当保健師、ヘルパー、ケアマネジャー等、当該障害者の生活に関わっている関係者の出席を求め、補装具の使用状況、家族・施設での介護状況等を聴き取り、ケア計画の指導を行うこと等も含め、巡回相談の内容と質を高めることも必要である。

3 実 施

巡回相談の実施にあたっては、その十分な実効を上げるために、市町村及び関連機関との緊密な協力体制を確保することが欠かせない。これは、必要な援護について関係者がその場で協議することによる緊密な連携を意図している。そのためにも、援護の実施者である市町村の担当職員には、相談・判定場面に立ち会ってもらうことが必要であり、その場で行われる障害者に対する具体的指導の実際を、立ち会いによって学ぶことができるなど、市町村職員にとってもまたとない機会である。

なお、聴覚障害者を対象とした更生相談にあっては、コミュニケーションを円滑にするために、必要に応じて、手話通訳士の派遣等について配慮する必要がある。

また、巡回相談は、通常は日帰りで行うが、地理的条件（遠隔地、山間部や離島等）や実効性を踏まえ、宿泊して行うこと必要である。

巡回相談のスタッフ及び携行器具等は、対象障害種別毎に、概ね以下のようになる。

【肢体不自由】

スタッフ：整形外科等の肢体不自由を専門とする医師、身体障害者福祉司2～3名、

心理判定員のほか、必要により理学療法士、義肢装具士及び運転手各1名

備 品：簡易組み立てベッド、両側支柱靴型短下肢装具、シューホン、セミ・シュー

ーホン、オルトップ、覆い型短下肢装具、補高板（1cm、0.5mm、

5～6枚)、杖(ロフストラ、T字、松葉)、診察用具(打鍵器、角度計、音叉、握力計、聴診器、血圧計、握力計(リウマチ用など各種)、メジャー、ライト、三角定規、知覚検査用筆、身体障害者手帳等級表、舌圧子、ペーパータオル、消毒薬

【耳鼻咽喉科】

スタッフ：耳鼻咽喉科医師、言語聴覚士1～2名、身体障害者福祉司1～2名
備 品：携帯用オージオメータ、テープレコーダ(語音検査用)、補聴器(標準(箱型、耳掛け型)、高度難聴用(箱型、耳掛け型)、FM補聴器、骨導型、挿耳型ほか)、標準語音聴力検査用テープ、標準失語症検査(S L T A)、証明スタンド(折り畳み式)、耳鼻科診察用具(耳鏡、鼻鏡、鉗子、喉頭鏡、額帶鏡等)、テーブルタップ、鉗子立て、綿棒、音叉

【眼科】

スタッフ：眼科医師、視能訓練士1名、身体障害者福祉司1～2名
備 品：視力計(携帯用)、視野計(携帯用)、検眼レンズセット、検査鏡(直像鏡、倒像鏡)、スリットランプ(携帯用)、眼圧計、暗幕セット(暗室のない場合)、ハンマーランプ、レンズメーター、遮光眼鏡、弱視眼鏡一式、証明スタンド(折り畳み式)、診察トレイ、消毒液(手指洗浄用)、点眼薬

【内科】

スタッフ：内科医師、身体障害者福祉司1～2名、看護師又は保健師1名
備 品：簡易組み立てベッド、血圧計、聴診器、打鍵器、音叉、ライト、メジャー、知覚検査用筆、舌圧子、消毒液(手指洗浄用)、握力計

【合同・複数科相談】

眼科と耳鼻咽喉科、整形外科と眼科等、複数科の巡回相談を合同で行うことも有益であり、必要により実施すべきである。

【訪問相談】

寝たきりや、会場に来場できない身体障害者には、訪問して補装具、身体障害者手帳・重度障害者手当診断書、介護や保健について相談指導を行うことが必要である。

【巡回相談で実施できる内容】

身体障害者手帳の認定、施設入所判定、一部補装具交付・適合判定(普通型車いす、短下肢装具、靴型装具、シューホン、フットアップ、杖等)。

なお、電動車いす、義足、義手、座位保持装置等は所内のプレースクリニックでの判定が必要。

4 実施後の援護

身体障害者身体障害者更生相談所長は、必要に応じ巡回相談を受けた身体障害者の居住地の市町村に記録票の写しを送付し、または巡回相談の内容に従って速やかに必要な対応策を講じるなど、巡回相談の実効を上げるよう努める必要がある。

なお、巡回相談は、市町村と身体障害者身体障害者更生相談所との連携を常時保てる体制を確立するために有効な方法であることから、巡回相談実施後、市町村の職員等に対してもリハビリテーション情報を提供したり、具体的事例の紹介を通してリハビリテーションの認識を深める指導を行うことができれば、障害者を援助する市町村職員に対する積極的な専門的技術指導の一環となる。

あらかじめ、市町村福祉担当職員、市町村保健師など連携し、介護指導、福祉機器、医療等で相談したいケースを事前に選んでおき、巡回相談に、家族とともに来所させ、診察判定後その処遇について、身体障害者身体障害者更生相談所の専門スタッフと、合同カンファレンスを行い、指導することも有益である。

5 巡回相談の機会の有効活用

遠方まで出掛けて行う巡回相談の実施は、意義あるものでなければならない。せっかくの機会をより有効なものにするため、巡回相談に統いて、市町村の在宅重度身体障害者訪問診査事業に協力し、家庭を訪問して診査・相談を行うことなどは、機会の有効活用の最たるものである。

また、身体障害者更生相談所の中には、耳鼻咽喉科・更生相談の機会に、障害者、家族、ヘルパーなどを対象に、障害・言語障害の理解、コミュニケーション法、補聴器の取扱い方、補聴器の取扱いなどについて正しい知識を持ってもらうことを目的として、講義や話し合いの場を設けているところもある。

早期に開催地の市町村と調整しておくことで、このように多様な取り組みができるものであり、参考としたい。

【身体障害者福祉法】

第11条 都道府県は、身体障害者の更生援護の利便のため、及び市町村の援護の適切な実施の支援のため、必要な地に身体障害者更生相談所を設けなければならない。

- 2 身体障害者更生相談所は、身体障害者の福祉に関し、主として第10条第1項第1号に掲げる業務（第17条の3第1項の規定によるあっせん、調整若しくは要請又は第18条第3項の措置に係るものに限る。）及び第10条第1項第2号ロからニまでに掲げる業務を行うものとする。
- 3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。

【身体障害者更生相談所設置運営基準の「5 巡回相談」】

(1) 巡回相談の目的

巡回相談は、身体障害者を巡回して、医学的、心理学的及び職能的判定等を行い、その更生援護に必要な総合的相談に応じ、もって当該身体障害者の更生の方法を指導し、援護の万全を期することを目的とするものであること。

(2) 巡回相談実施上の留意点

- ア 巡回相談は、身体障害者更生相談所がこれを実施することとし、計画の策定に当たっては、都道府県本庁、市町村及び関係機関と十分協議のうえ、積極的な協力を求めること。
- イ 巡回相談の実施に当たっては、その十分な実効を挙げるため、市町村及び関係機関との緊密な協力体制を確保し、また、必要に応じ職業安定関係職員等を加え行うこと。
- ウ あらかじめ管轄地域内の身体障害者の分布状況、巡回相談を必要とする状況、地理的条件等を考慮し、身体障害者が集まりやすい時期、場所を選び、実施すること。

(3) 巡回相談実施前の準備事項

ア 巡回地区の状況把握

巡回相談の対象となる地区内における障害別身体障害者数、身体障害者手帳交付状況、市町村別人口と障害者数の比較等その他参考となる統計資料を収集し、当該地区における身体障害者の状況をあらかじめ把握しておくこと。

イ 関係機関への連絡

必要に応じ、公共職業安定所、身体障害者福祉団体及び補装具製作関係者等に連絡を行い、出席を依頼すること。

ウ 事前周知

広報、ビラの作成等により対象地区内の身体障害者に対する周知徹底を

なお、会場の準備及び身体障害者に対する通知は、身体障害者更生相談所と市町村が協議の上、原則として市町村が行うこと。

(4) 巡回相談後の対応

身体障害者更生相談所の長は、必要に応じ巡回相談を受けた身体障害者の居住地の市町村に記録票の写しを送付する等の通報を行い、又は巡回相談の内容に従って速やかに必要な措置を講じるなど、巡回相談の実効を挙げるよう努めること。

第5節 地域リハビリテーション推進事業

障害者が地域社会の一員として生活し、日々の暮らしのなかで生きる喜びが感じられるノーマライゼーションの考えにそって、家庭や地域において障害者のニーズに基づいて生活の質の向上を図る必要がある。

そのためには、地域における通所訓練（リハ訓練、デイケア、ショートステイ）、訪問看護・訓練、訪問介護（ホームヘルプ、入浴サービス等）日常生活指導、住宅改造・福祉機器の環境整備等の地域リハビリテーション活動を推進することが重要である。地域リハビリテーションは、地域を基盤として、リハビリテーション・ゴールを設定し、障害者の地域における生活を再構築・定着させることを目的とする活動である。

地域で展開されるサービスは、機能低下防止・維持のための訓練、生活技能の獲得のための生活訓練、社会生活力を高める支援、コミュニケーション支援、適切な福祉用具の選択及び使用法、介護方法の指導、住環境整備の指導・実施等である。障害者ケアマネジメントにおける相談支援も、このような視点から単なる介護計画ではなく地域における生活プランの確立として計画し、作成することが重要である。したがって、地域リハビリテーションは、福祉関係機関だけではなく、保健・医療、福祉、職業、教育等の幅広い関係機関の有機的連携が必要不可欠となってくる。

障害者分野における地域リハビリテーションは、障害保健福祉圏域毎に実施されることが望ましいが、総合リハビリテーションセンターを持っている都道府県・指定都市、地域リハビリテーションセンターを持っている市等（将来的には、小規模のものを、町単位にも持つことが理想的である。）が、その地域の実情に合わせて、関係機関と有機的に連携を図りながら、市町村の隅々まで、地域リハビリテーションサービスを提供できるシステムを作ることが重要である。

身体障害者更生相談所は、都道府県域の障害者（基本的には身体障害者手帳を所持している者）の医学的、心理学的及び職能的判定、社会的評価等の専門的な機能をもち、障害者の日常生活に不可欠な補装具処方・適合判定・訓練、住宅改造相談、更生医療判定、障害程度の審査、市町村の障害程度区分の専門的支援等を実施するだけでなく、援護の実施者である市町村に対して専門的・技術的な支援を行うことを求められていることなどから、障害者分野における地域リハビリテーションの中核を担うにふさわしい機関である。

この地域リハビリテーション構想を具体的に実現しようと、昭和59年5月10日付の社会局長通知により、地域リハビリテーション推進事業実施要綱が示された。（同通知は昭和61年5月に、障害程度審査委員会設置要綱等と統合され、廃止された。）

その要綱によれば、地域リハビリテーション推進事業は、

- ① 地域ケア専門部会（通所施設、相談支援事業者、委託者含む）
- ② 養護学校卒後対策専門部会（養護学校高等部）
- ③ 就職促進専門部会（職業安定所、民間企業）
- ④ 補装具適正化専門部会（補装具講習会）

の各部会からなる、地域リハビリテーション推進協議会の設置運営、リハビリテーション関係職員の研修の実施、地域・在宅障害者（高齢者を含む）の実態調査・研究の実施、補装具研究・製作、在宅重度障害者訪問審査実施要綱を活用しての在宅障害者の訪問・訓練・介護指導等が主な事業として挙げられている。

このように、リハビリテーション推進協議会は、身体障害者の更生援護に関わる各機関が連携し、的確な評価判定、それを基にした種々の具体的なサービスを各領域で実施することを目的としたものであり、都道府県・指定都市圏域を単位に、関係機関との連絡協議や情報交換を行い、身体障害者に対する一貫したリハビリテーション活動を推進し、その提供されるサービスを横断的、総合的に結びつけようとした協議会であり、その構成は、保健・医療領域のみならず、福祉、職業、教育など、すべての関連領域が含まれ、事務局は身体障害者更生相談所に置かれることとなっている。

しかしながら、平成12年度に行った厚生科学特別研究（「法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」主任研究者 飯田勝）によれば、この要綱に沿って、地域リハビリテーション推進協議会（以下「推進協」という。）を設置している身体障害者更生相談所は全国66か所中、32か所であり、未設置は34か所となっている。未設置や協議会の設置を検討中の身体障害者更生相談所が、その理由として挙げているのは、身体障害者更生相談所の組織・人的配置（特にリハビリテーション関係専門職の不足）が不十分で、中核機関として積極的に推進できる体制もできる専門職もいない、協議会事業を実際に行う予算がない（他の事業、協議会での対応等で、間に合わせですませている）等の問題である。

また、推進協を設置している都道府県であっても、数か所を除いて有効に機能しているとは言えない実情にあり、いずれにしろ、推進協が発展し、実効ある地域活動に結びついているとは言えないのが実態である。これまで国の身体障害者福祉審議会でその活性化を図るよう提言されているにもかかわらず、推進協を設置している都道府県においても、この推進の中心となるべき身体障害者更生相談所の組織・人員体制が不十分のまま放置されている所が多く（標準団体の職員配置が守られていないことによく現れている）、実施要綱にあるような地域リハビリテーションを、市町村レベルで展開できる推進体制にはないのが実態である。

これは、都道府県本庁が身体障害者福祉の中核機関としての身体障害者更生相談所の重要性をどう認識しているかに関わっており、大半の相談所はこの重要な機能を、都道府県本庁に十分理解されておらず、単に手帳等級・補装具・施設入所判定の一機関としてしか認識されていないためといえる。

その最大の原因は、地域リハビリテーションを積極的に推進すべき責任者である身体障害者更生相談所長に、リハビリテーションの専門家とは言えない事務職を配置している人事システムにあり、この点にも都道府県の認識の低さが表れている。また、身体障害者更生相談所長が医師であっても、地域リハビリテーションを推進できる指導力、専門性が欠けていては推進協議会の構成団体との信頼関係を築くことは難しく、期待される事業を十分に実施できない結果に結びつくことになる。

地域リハビリテーションの理念は優れたものであるが、肝心の身体障害者更生相談所の専門家集団としての人員・組織体制が不十分のまま、この事業だけを発足したことが、推進協議会が機能しない最大の原因である。

このほか、現行の実施要綱も、昭和59年に示されてから19年になろうとしており、近年の社会福祉基礎構造改革で示された内容にそぐわないもので時代遅れのものとなっている。また、同時に最近はむじろ病院中心の地域リハビリテーションが強調されるようになり、身体障害者更生相談所が主導すべき行政的地域リハビリテーションが実際にはなかなか進行しないで、今の高齢者から障害児・者まで包含した地域リハビリテーションの概念からかけ離れ、時代に適応したものになっていないことも大きな要因であり、見直しが必要である。

地域リハビリテーションについては、同じような考え方から、寝たきり老人ゼロ作戦の一環として、高齢者に向けた地域リハビリテーション支援体制整備推進事業が、平成10年に発足した。これは、都道府県地域リハビリテーション支援センターを中心とし、二次医療圏ごとに地域リハビリテーション広域支援センターを指定して体制を整備し、さらに市町村までと都道府県から市町村までの縦型の体系的リハビリテーションシステムであり、システム的には障害者分野の地域リハビリテーション推進協議会の専門分野別・横断的協議会に比べ、圏域毎に都道府県から市町村となっている点で、より段階的で進歩したものとなっている。

このように、身体障害者に係る地域リハビリテーション推進事業がある一方で、高齢者対象の地域リハビリテーション支援体制整備事業が示され、両者の地域リハビリテーション協議会が並立する形となって、一部混乱も招いている。そこで、この二つのリハビリテーション協議会を一体化し、障害者も高齢者も含んだ、新しい地域リハビリテーションシステムを構築することが課題になっている。

両者の協議会指針の中でも、都道府県リハビリテーション協議会の都道府県域の都道府県リハビリテーション支援センターとして、身体障害者更生相談所が、その役割を担うことは、組織・人員体制が備われば可能であり、今後、身体障害者更生相談所が中心となり、地域リハビリテーション推進協議会を組織し、障害者・高齢者の地域リハビリテーションシステムの中核機関として機能するよう、組織・人員体制の充実に努めることが必要である。

本来、地域リハビリテーションの推進は、都道府県の地域の実情に応じて展開される必要があり、地域リハビリテーションシステムと密接に関連している総合リハビリテーションセンターを、都道府県がもっておれば、その総合センターの医療・福祉の専門的、技術的な機能を十分に活用して、障害保健福祉圏域におけるリハビリテーションサービス機関と連携を図ることが、容易にできると考えられる。同様にリハビリテーションセンターを持っている指定都市は、地域リハビリテーションサービス機関（区単位）と連携を図り、直接のチームアプローチが可能である。

また、医療機能を十分持たない身体障害者更生相談所は、県立病院等の医療機関、福祉関係機関等との連携を図ることによって、地域リハビリテーションを推進することも考えられるが、間接的となり、地域の関連医療の能力と協力体制に左右される点で問題が残る。

このように、地域リハビリテーションの推進には、いくつかのモデルを想定しながら検討を加える必要があり、その背景には、異なる専門機関相互の緊密な連携調整のシステムとそれを行うリハビリテーション専門機能の充実した行政的中核機関（例えば、経験のある各種のリハビリテーション専門職が確保された身体障害者身体障害者更生相談所）の機能が重要であることを認識すべきである。

ここで、言われている地域リハビリテーションは、「地域・在宅で生活しているか、又はこれから地域・在宅や施設等で生活する障害者を対象に、その生活の場を中心に展開されるリハビリテーション」であるが、具体的には、医療機関における入院治療を終え退院した後の、地域リハビリテーション活動が、その主な領域であり、その対象とする地域単位を、都市（政令市）では、市又は区単位、都道府県では、都道府県又は医療・福祉圏単位であり、これまで考えられている医療施設（病院）を中心の地域活動を指すものではなく、身体障害者更生相談所（行政機関）を中心として、福祉施設、在宅の障害者を対象に、保健・医療・福祉、その他の関係機関が、行政中心のネットワークを形成し、連携・協力して、障害者の生活の場で行われるものである。

* 医学的リハビリテーション

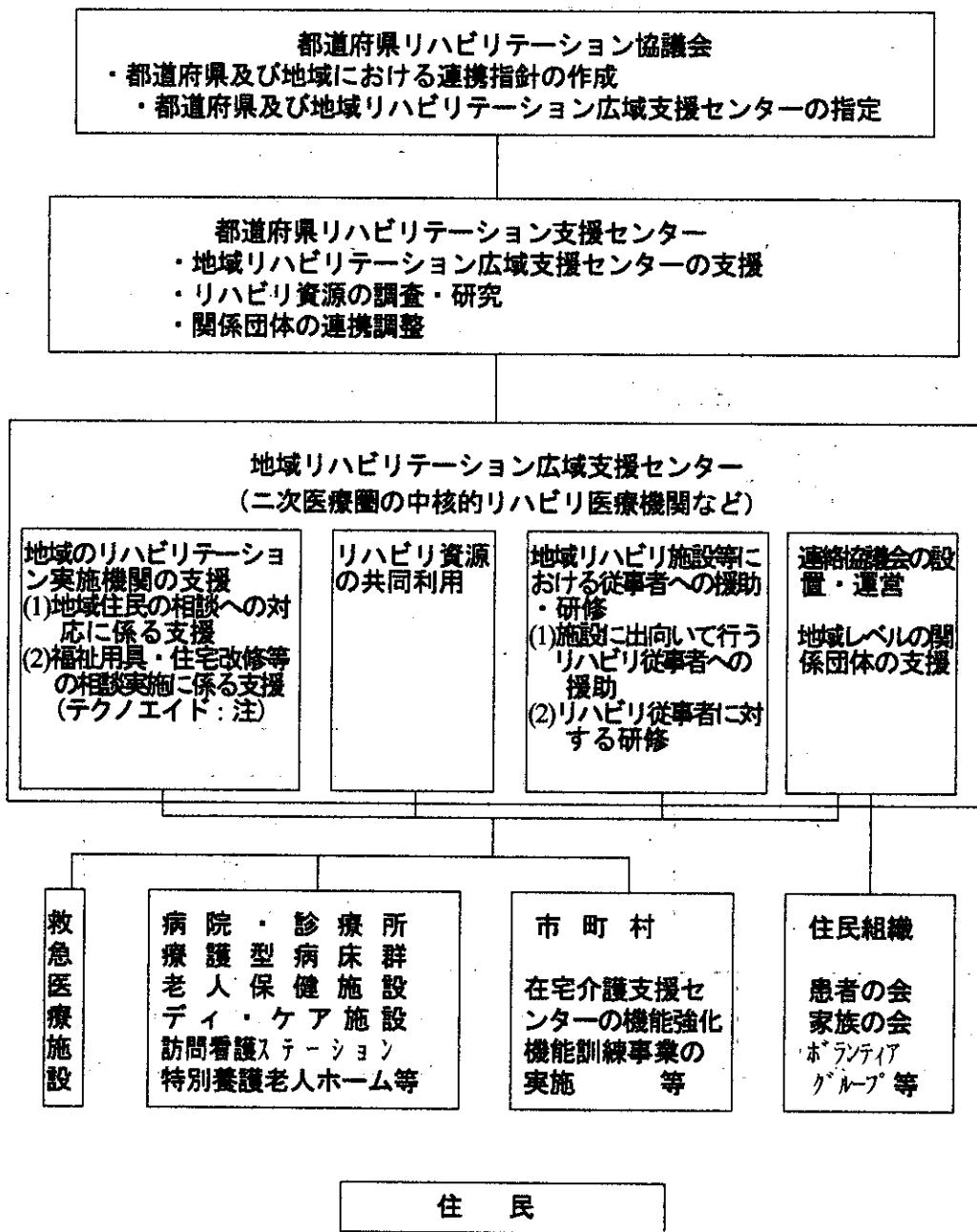
障害者は、受傷直後から、心身機能の向上と維持を目的とし、疾病の治療と並行で、機能障害

の回復、能力低下の予防及び能力の再獲得を促し、広義には、障害者のリハビリテーション過程における、保健、医療などの医学的側面全般を含んでいる。

* 訪問リハビリテーション

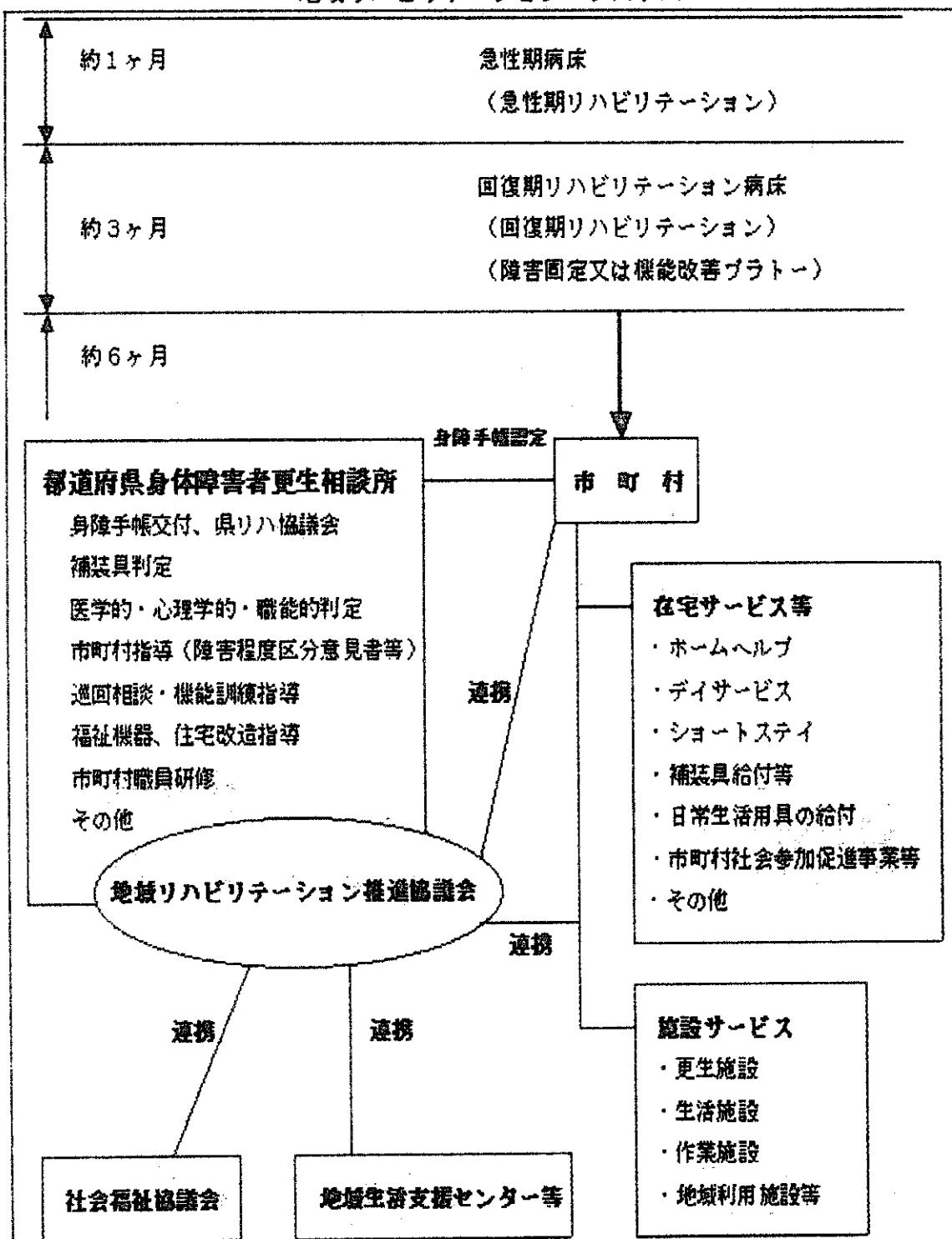
在宅の障害者に対して、保健師又は看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士、建築士等が訪問し、機能改善維持訓練（理学、作業、言語訓練）、住宅改造、福祉機器、介護・看護指導、褥そう予防、膀胱洗浄、呼吸管理等指導を行う。

地域リハビリテーション支援体制について



注:テクノエイド:住宅改修や福祉用具について専門的な指導・助言をおこなう。

地域リハビリテーション・システム



第6節 その他関連業務

1 情報の管理（情報収集及び提供）

身体障害者更生相談所の業務上の情報は、専門的技術的機関としての相談・判定業務における情報と、地域リハビリテーションの中核機関として収集する情報の、大きく二つに分けられる。

2 専門的技術的機関としての相談・判定業務における情報の管理（統計関係）

（1）目的

身体障害者更生相談所には、多くの相談判定が寄せられるが、とりわけ補装具関係については、判定件数が業務の大半を占めているのが実情である。介護保険導入に伴う福祉機器市場の伸長により新たな機能を備えた補装具の開発・改良が進み、補装具給付行政を取り巻く環境も大きく変化している。また、平成15年4月から支援費制度に伴う障害程度区分の判定（意見）など、身体障害者更生相談所の業務も大きな変化を伴うものとなる。

このような状況において、補装具や支援費制度における相談件数の推移・実態を数量的に把握し、新たな業務上の課題を詳らかにすることは、今後の業務推進に欠かせない。

また、技術進歩が顕著な補装具の実態把握など、調査研究上の基礎データとしても有用であり、年次月間の統計データは、相談判定依頼の傾向・判定上の課題を明らかにするために不可欠である。さらに、統計資料は、複数年次による判定依頼の数的比較など傾向を容易に把握でき、ニーズの分析など統計データの用途は広汎であり多彩である。このように更生相談における統計は、その質的内容を高め、重要な位置を占めている。

（2）統計業務と留意すべき事項等

実際の統計業務としては、単純業務や計数処理を伴うものが多く、電算処理の導入は業務時間を短縮するなど省力化が可能となる。相談判定スタッフ間の情報共有化の促進を目的とした所内 LAN の付設なども効果が期待できる。また、データの相互流用の円滑化も図られ活用する用途は大きい。しかしながら、統計情報の電算化は業務の効率化と省力化に寄与するが、対費用効果など経済性にも留意すべきである。

平成15年度から支援費制度導入に伴う件数・支援項目の分析、障害程度区分上の問題点等の統計的データの集積など、システムの変更が求められるが、制度の変更に迅速に対

応できるシステムの構築が必要である。

また、基準外補装具などの装具種別の傾向や内部の判定基準を策定する際の材料を提供することにもなり、統計上の処理に対する創意と工夫が望ましい。

(3) 統計資料の利用

更生相談所内部での統計資料の利用等については、統計情報の目的として（1）で述べたところであるが、福祉行政報告例（厚生省報告例）など年次報告として厚生労働省へ報告すべきものもある。また、年次業務報告（事業概要）に統計資料として掲載するなど活用が図られているところであるが、各種研修会や業務連絡会での業務説明の分かりやすい資料になるだけでなく、効果的な研修を企画実施するための手段となるものである。

3 地域リハビリテーションの中核機関として収集する情報 (支援費制度における情報提供等を含む)

(1) 目的及び業務内容

市町村に対する情報の収集と提供は、平成2年の社会福祉関係8法改正により平成5年4月から身体障害者更生相談所の新たな業務として位置づけられたものであり、支援費制度が導入された今日、重要な業務の一つである。設置運営基準（平成15年3月26日）においても、業務の円滑化のため必要な情報の収集及び提供に関し、次に掲げる業務を行うものとされている。

- ① 管轄区域内の市町村及び更生援護施設等と定期的に情報の交換を行うなど、関係機関からの情報の収集を行うこと。
- ② 収集した情報について、管轄区域の身体障害者の支援に必要な統計資料などの整備を行うこと。
- ③ 管轄区域内の市町村、更生援護施設、事業者等に収集または処理した情報を提供すること。

また、前述（第2章第5節）の「地域リハビリテーション推進事業」においても関係機関との情報交換等は事業推進の重要な要素であり、リハビリテーション関係職員に対する研修も情報提供の場として活用すべきである。同推進事業の柱の一つである「調査研究の実施」においても、管轄区域内におけるリハビリテーション関係施設・機関のあり方に関する調査研究、リハビリテーション関係情報処理システムに関する調査研究等の項目があげられており、いわば身体障害者更生相談所の機能そのものの発揮が情報の

収集・提供活動といえる。

身体障害者更生相談所が、地域における専門的技術的中枢機関として位置づけられている現在、関係諸機関及び地域住民、身体障害者の多様なニーズに応えるべく、総合的な地域リハビリテーション体制の推進を念頭に置きつつ、専門技術的領域に関する質の高い情報の収集、提供に努めることが今日の重要な責務の一つである。

(2) 支援費制度における施設等・事業者情報、補装具情報の提供

障害者自らが利用したいサービスを選択する支援費制度においては、市町村をはじめとする相談機関が、サービスを利用しようとする者に対して如何にして正確で適切な情報を提供し、理解しやすい説明ができるかということに、その成否がかかっている。

支援費制度では、障害者福祉サービスの利用を希望する者は、必要に応じて市町村等から適切なサービスの選択のための各種情報の提供を受け、サービスの利用等について相談した後、市町村に利用するサービスの種類ごとに、市町村に支援費の支給申請を行うことになる。そして、市町村は障害者に対しての情報提供、相談若しくは指導等に責任をもって取り組む必要があり、適切なサービス又は指定事業者選択のための相談支援を、支援費支給の申請受付、審査、又はサービス利用に係るあっせん・調整と関連づけながら行うことが必要であるとされている。

身体障害者更生相談所は、市町村がこれらの業務を行う際に、自ら収集、整理した施設情報・事業者情報を収集・整備して自らの相談援助業務に生かすとともに、市町村等へ情報提供し、障害者のサービス選択に便宜を図ることが肝要である。

また、最近の科学技術の進歩により、次々と登場する補装具の最新情報と、その価格、利点・欠点、その地域の取扱い業者名等を収集・提供することも必要である。

(3) 情報の収集

身体障害者に関する情報の収集には、具体的には次のようなものが考えられる。

ア 地域リハビリテーションのシステム（窓口、機関との関係、業務等）

イ 社会福祉関連領域

（ア） 障害判定（身体障害者手帳等級に係る情報を含む）

（イ） 在宅福祉サービス

（ウ） 施設福祉サービス

（エ） 福祉用具（補装具交付制度及び関連情報を含む）

- (オ) コミュニケーションツール
- (カ) ケース検討事例
- (キ) 人材バンク（ボランティア、各種団体等）
- (ク) 福祉関連のイベント、活動
- (ケ) 福祉関連の図書・ビデオ等の目録
- (コ) 福祉関連の調査・研究のテーマ及び概要
- (サ) 福祉関連の各種統計：数値
- (シ) 公費負担医療制度
- (ス) 相談支援事業者

ウ 保健医療（保健所、市町村保健センター、医療施設・機関、保健医療制度）

エ 教育・育成（特殊教育諸学校の制度、在学・卒業予定者の動向等）

オ 雇用・就業（障害者雇用の制度、求人・求職の状況等）

カ 労働者災害補償（労働基準監督署、労働福祉事業等）

キ 所得保障（生活保護関係、各種年金、手当制度等）

ク 経済負担軽減（税制、公共料金）

ケ 生活環境（住宅、都市整備、移動・交通、通信設備等）

コ 啓発広報に関する資料

身体障害者更生相談所は、地域リハビリテーションの中核としての立場を踏まえながら、国、都道府県、市町村域の情報収集に努める一方で、市町村に対しても積極的に情報収集活動を行っていく必要があろう。

（4）情報の提供

身体障害者更生相談所の行う情報の提供は、一次的には身体障害者本人・家族への判定や専門的相談指導、市町村との連携、支援の中で身体障害者本人とその家族及び市町村への情報の提供が行われる。これは来所、巡回での相談判定で行われるが、巡回会場に来所が困難な在宅の身体障害者に必要な専門スタッフを派遣して、各種指導援助を行う訪問相談の場においても行われる。

その他にも、市町村の福祉・保健担当職員、更生援護施設職員に対する研修等の方法による情報提供もある。さらには、さまざまなパンフレットの作成・配布、広報誌の発行、ローカルテレビやインターネットの活用等が考えられる。

第3章

身体障害者更生相談所と各種機関との関係

第1節 他の相談機関との関係

1 市町村

市町村は、身体障害者にとって、最も身近な行政機関であると同時に、援護の実施者としての責務を負っている。平成12年4月1日施行の地方分権一括法の施行、平成15年4月1日からの支援費制度の導入に伴って、援護の実施者としての市町村の責任が一層増すとともに、地域住民に身近な行政主体として、利用者本位のきめ細やかな援護の実施が強く望まれることとなった。

しかしながら、市町村の障害者援護体制は、担当職員数、その専門性において必ずしも十分とは言えない状況にある（平成12年度厚生科学特別研究「法改正に伴う身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所のあり方に関する研究」主任研究者 飯田勝）。

市町村が、身体障害者の援護を適切に実施するためには、身体障害者更生相談所と連携してこそ、障害者が家庭や地域で生活するための、真の支援が行われ、地域リハビリテーションの推進が図られる。更生相談所は、市町村との連携の重要性を十分認識し、従来に増して市町村への積極的支援を図ることが重要である。

2 児童相談所

児童相談所は、都道府県、政令市の設置する児童福祉の第一線機関で、児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、必要に応じて専門的な角度から調査、判定を行い、これに基づいた指導や、児童を施設に入所させたり里親に委託する機能と、児童の一時保護機能をもっている。

したがって、身体に障害がある18歳未満の児童については、児童相談所において相談・指導、障害児施設への入所措置等が講じられる。ただし、福祉事務手続きの特例により、15歳以上の身体に障害のある児童については、身体障害者更生援護施設の利用が適切な場合には身体障害者とみなされ、身体障害者更生相談所が判定することになっている。

一方、18歳になっても障害児施設にとどまつたままのケースが見られ、やむを得ない事由（適当な障害者施設がない等）により児童福祉法の措置が延長されているものであるが、児童相談所、市町村、更生相談所間における情報交換や調整が十分に行われな

いまま、漫然と児童福祉法の措置が延長されることがないよう、関係機関が緊密な連携を図ることが必要である。

【児童福祉法】

第 63 条の 4 児童相談所長は、当分の間、児童福祉法第 26 条第 1 項に規定する児童のうち身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた 15 歳以上の者について、同法第 5 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設に入所することが適当であると認めるときは、その旨を身体障害者福祉法第 9 条に規定する市町村の長に通知することができる。

【身体障害者福祉法】

第 50 条 児童福祉法第 63 条の 4 の規定による通知に係る児童は、第 9 条から第 10 条まで、第 11 条の 2 、第 17 条の 3 、第 17 条の 10 から第 17 条の 15 まで、第 17 条の 32 、第 18 条（第 3 項に限る。）第 18 条の 2 及び第 35 条から第 38 条までの規定の適用については、身体障害者とみなす。

【身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行について】

（昭和 42 年 8 月 1 日 厚生省社第 230 号厚生事務次官依命通知）

第 10 15 歳以上の児童の身体障害者更生援護施設への入所に関する事項

15 歳以上の児童については、児童福祉施設よりも身体障害者更生援護施設に入所させ、職能訓練等を受けさせることが適当な場合があるので、改正法第 49 条の 2 の規定によりこの措置がとられることとなったが、これにより施設に入所させた児童については、児童福祉法第 63 条の 4 の規定により通知をした児童相談所長等と密接な連絡をとられたいこと。

3 知的障害者更生相談所

知的障害者更生相談所は、都道府県が設置する知的障害者の福祉を図るために専門的技術的機関で、知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応じ、知的障害者の医学的判定、心理学的及び職能的判定とこれに付随する必要な指導を行っている。

知的障害者更生相談所との直接的な関係は、身体障害と知的障害の重複障害者に対する相談・判定についての連絡調整や意見・判断を求めるなどの場合であるが、対象者の

適切な相談・判定のためには、両者の十分な連携が必要であり、よりよい関係を維持していかなければならない。平成12年度厚生科学研究（主任研究者 飯田勝）によると、身体障害者、知的障害者更生相談所の併設は44か所である。

4 市町村障害者生活支援事業（受託）者（相談支援事業者）

実施主体は市町村であるが、身体障害者更生援護施設を設置・運営する社会福祉法人や障害者に対する相談・援助活動を実施している社会福祉協議会等に委託しているところが多い。

在宅の障害者等に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談（ピアカウンセリング）等を総合的に実施することで障害者の自立と社会参加を支援している。

具体的事業の内容としては、

- ①ホームヘルパー、デイサービス等在宅福祉サービスの利用援助
- ②施設紹介、福祉機器の利用助言等、社会資源を活用するための支援
- ③障害の理解、家族関係等、社会生活力を高めるための支援
- ④当事者相談（ピアカウンセリング）
- ⑤専門機関の紹介などである。

職員には、社会福祉士等のソーシャワーカー、保健師、理学療法士、作業療法士等で障害者の相談・援助業務の経験がある者1名以上が配置されている。

身体障害者更生相談所との関係では、障害者支援の過程で専門的・技術的相談指導や専門的判定が必要になった場合に、更生相談の利用を紹介する場合が少なくない。また、単身者の身体障害者更生相談所の利用に当たって積極的に同行する例もある。

市町村生活支援事業者には、在宅障害者支援の地域センター的役割、地域におけるケアマネジメントの中核的推進機関としての役割が期待されており、身体障害者更生相談所においても市町村と一体的に事業者の支援を図る必要がある。生活支援事業従事者には、各種研修会への参加や他の職種との交流等あらゆる機会をとらえ、生活支援技術の向上を図るために自己研鑽が求められており、身体障害者更生相談所における市町村職員を対象とした研修などに従事者の参加を呼びかけたり、身体障害者更生相談所が事業者連絡会などに進んで参加し連携を図るようにしたい。

身体障害者更生相談所の積極的な連携・支援は、更生相談の活性化、地域リハビリテーションの推進につながるものである。